

# 一 平成13年度決算の背景

## 1 経済財政運営と経済の動向

我が国経済は、平成11年春から緩やかな景気回復過程をたどったものの、その足取りは弱く、平成13年に入ってから回復の動きは弱まり、景気回復局面は短期間にとどまりました。このため、政府は、構造改革への取組みを抜本的に強化するため、平成13年6月には、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定しました。その後、「改革工程表」により構造改革の道筋を示すとともに、構造改革を加速するための「改革先行プログラム」を決定し、経済・財政、行政、社会など各般にわたる構造改革を推進しました。また、平成13年12月には、構造改革をさらに加速し、物価下落と生産活動の縮小が相互作用して景気が加速的に悪化していくデフレスパイラルに陥ることを阻止するための「緊急対応プログラム」を決定しました。

このような経済財政運営にもかかわらず、米国における同時多発テロの発生を契機とする世界同時不況のリスクが高まるなか、我が国においても景気は悪化を続けたことから、平成13年度の国内総生産の実質成長率は、当初政府経済見通しの1.7%を3.0ポイント下回る1.3%の減少(速報値・前年度1.7%上昇)となりました。また、物価面においては、消費者物価が0.8%の減少(同・前年度0.5%減少)、卸売物価が1.1%の減少(同・前年度0.1%減少)となりました。

## 2 地方財政対策

平成13年度の地方財政対策は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、経費全般において徹底した節減合理化を推進する一方、当面の重要課題である景気対策への取組み、IT革命の推進等21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実等に対処するとともに、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通じての財政の一層の透明化等を図りつつ、地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置等が講じられました。その概要は次のとおりです。

？ 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行により補てんとともに、地方交付税の減収分は、国と地方が折半して負担する。

？ 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財政不足額について、平成13年度から平成15年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てんする。

また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

？ 公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債の特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。

？ 平成13年度に一般財源化された国庫補助負担金については、所要の地方財政措置を講じる。

？ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じる。

等の方針に基づいて、平成13年度の地方財政計画(89兆3,071億円、対前年度比0.4%増)及び地方債計画(16兆4,998億円、対前年度比1.2%増)が策定されました。

また、政府は、我が国経済を民需中心の本格的回復軌道に乗せ、平成14年度の国内総生産の実質成長率を0.0%程度とするため、平成13年度は2回の補正予算を成立させるとともに、これに伴い地方債計画の改定(改定後17兆9,507億円、対当初比8.8%増)も行なわれました。